

令和6年度 第9回若桜町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年12月4日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前9時38分			
出席委員	1番	杉本 一歳	2番	西本 正敏			4番	奈羅尾 壽夫	
	5番	田中 圭子	6番	山根 巖	7番	小林 正樹	8番	藤原 重明	
	9番	伊井野 孝一	10番	山本 義紀	推進委員	植嶋 荘司	推進委員	永原 聡	
欠席委員	3番	津村 光明							
日 程	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員の決定</p> <p>4 報告事項</p> <p>    報告第1号 農業委員会行事等の報告について</p> <p>    報告第2号 合意解約申出について</p> <p>5 付議事項</p> <p>    議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）</p> <p>    議案第2号 農用地利用集積等促進計画の決定について（4件）</p> <p>    議案第3号 非農地証明の申請について（1件）</p> <p>6 その他 令和7年1月の農業委員会総会の日程 1月15日（水）</p> <p>    令和6年度農業委員会ブロック別特別研修会の出欠確認について</p>								
委員会出席者	小林事務局長 伊賀事務職員								
議事録署名委員	7番	小林 正樹	8番	藤原 重明					
議 事 内 容									
1. 開 会	事務局 (小林局長)	本日の欠席者は津村委員さんとなります。定足数に達していますので、これより、第9回若桜町農業委員会総会を始めます。開会に当たりまして山本会長さんよりご挨拶をお願いします。							

<p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議事録署名委員決定</p> <p>4. 報告事項</p>	<p>会 長</p>	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは早速議事のほうに入らせていただきたいと思います。最初に今日の議事録署名委員さんを決めたいと思います。7番の小林委員さんと8番の藤原委員さんに今日の議事録署名委員をお願いしたいと思います。</p>
	<p>小林局長</p>	<p>それでは報告事項、報告第1号について事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは報告第1号 若桜町農業委員会関係の令和6年10月29日から12月3日までの行事等は次のとおりでありましたので報告いたします。</p> <p>10月29日、合意解約申出書1件、同じく農地法第3条の規定による許可申請書を1件受理しました。11月6日、令和6年度第8回若桜町農業委員会総会を開催しました。</p> <p>11月11日、非農地証明に係る取下書を1件受理しました。経緯を説明しますと、まず9月20日に郵送で非農地証明の申請書が送られてきました。内容を確認しましたら添付書類の位置図と現地の写真が食い違っていましたので、行政書士さんに問合せをしたところ、再度現地確認をするということで保留の状態でした。幾ら待っても返事がなかったので、再度連絡してみましたら、取下げが郵送されてきました。その理由としては農地に該当するかどうかを法律要件を再検討するというものでありましたので、一応9月20日に起きました案件については取下げということで報告させていただきます。</p> <p>同じく11日に非農地証明書を1件受理しております。11月20日、農用地利用集積等促進計画書4件受理しました。11月26日、令和6年度第7回常設審議委員会が水明荘のほうで開催されまして、山本会長さんが出席しております。11月28日29日と、令和6年度全国農業委員会会長代表者集會に山本会長さんが出張されておられます。報告事項については以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>本件について委員の皆さんのほうから質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>特にないようですので、それでは報告第2号 合意解約について説明をお願いします。</p>
	<p>小林局長</p>	<p>報告第2号 利用権設定に係る合意解約申出書の提出がありましたので、下記のとおり報告しま</p>

<p>5. 付議事項</p>	<p>会 長</p> <p>小林局長</p> <p>会 長</p> <p>杉本委員</p>	<p>す。大字高野字スワノ前〇〇〇番地、地目田、面積は1 2 7 5 m<sup>2</sup>、賃貸人が〇〇〇〇さん、賃借人が〇〇〇〇さんです。利用権設定の期間は、始期が令和2年4月10日から終期が令和7年4月9日までです。合意解約日は令和6年10月28日です。説明については以上です。</p> <p>本件についてご質問等ありましたらお願いします。 (質問等なし) 本件についてよろしいでしょうか。 それでは付議事項に移らせていただきます。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による農地の申請がありましたので、ご審議をお願いします。 先ほど合意解約がありました案件の3条申請となります。 大字高野字スワノ前〇〇〇番地、登記簿地目が田、現況も田となります。面積は1 2 7 2 m<sup>2</sup>、権利種別が3条による所有者移転となります。譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇さんとなります。ご審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>本件について担当委員さんのほうのご意見をお願いいたします。</p> <p>〇〇〇〇さんの方ですが、身内の方が鳥取の方におられるということで、現在、田んぼや畑はほとんど自分のところにつくってないということで、今回の案件は上高野ハウスのところにあります。ハウスを〇〇〇〇さんが所有しておられるんですが、何年か前から〇〇〇〇さんが水稻の苗とかをそこで作ってもらって、〇〇〇〇の長男さんは帰って田んぼや畑はできないということで、〇〇〇〇さんが買い取られると。司法書士さんに相談されて現在進行中なんですけど今のところ問題はないということ聞いております。 〇〇〇〇さんにつきましても、現在進行中なんですけど、問題ないということで進んでいるということ聞いております。以上です。</p>
----------------	---	--

	<p>会 長</p> <p>小林局長</p> <p>会 長</p> <p>小林局長</p> <p>会 長</p>	<p>本件について、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。  (質問等なし)  よろしいでしょうか。本件については承認ということでよろしくお願いします。  次に、議案第2号 利用集積促進計画4件、説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第2号 農用地利用集積等の決定につきまして皆様のご意見をお願いしたいと思います。  一括方式で行います。</p> <p>1番、大字吉川字竹足〇〇〇番地、地目田、実際は大豆を耕作しておられます。面積は565㎡、所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的は使用貸借で、貸借期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日までの5年間となります。</p> <p>続きまして2番、大字吉川字大下田〇〇〇〇番地、地目田、面積は1475㎡になります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんです。  利用目的は使用貸借で、貸借期間は令和7年2月1日から令和22年1月31日までの15年となります。</p> <p>続いて3番、大字吉川字大下田〇〇〇〇番、地目田、面積が735㎡。所有者は〇〇〇〇さんで、相続人代表者が〇〇〇〇さんです。耕作者は〇〇〇〇さん。利用目的は使用貸借で、貸借期間は令和7年2月1日から令和22年1月31日までの15年間となります。ご審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>これは現地は見たのか。</p> <p>一応、ご本人さんにもちょっと確認しまして、近くに自分の田んぼがありまして、続きの内容なのでってということで耕作者の方の確認は取れております。</p> <p>これは全くの新規か、いままでも継続してたってということか。いままで賃貸借の契約してないけども耕作してたってということ。</p>
--	--	--

	小林局長	この件については新規ですね。今まで耕作はしておられたと思います。地域計画のときに、吉川で規模拡大されたいって言われた方がこの方です。
	会 長	<p>本件について皆さんのほうから質問、意見等ありましたらお願いします。 (質問等なし)</p> <p>この〇〇〇〇さん、吉川で規模拡大したいって言われてた3反分の一部か。 本件についても承認ということでよろしいでしょうか。 それでは次、4番目の説明をお願いいたします。</p>
	小林局長	大字大野字前川〇〇〇番地、地目田、面積は964㎡になります。所有者は〇〇〇〇さんで相続人代表が〇〇〇〇さんです。耕作者は〇〇〇さんです。利用目的が使用貸借で、貸借期間が令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	会 長	本件について、担当委員さんのほうの意見等お願いします。
	西本委員	以前から借りてつくっておられて、今回、中間管理機構を通じた契約になったということで、相当長い間以前から作っていてそのまま継続ということです。特に受け側も問題ないですし、地権者もずっとほったらかしになって、〇〇〇〇さんは若桜に住んでおられるんですけど、あそこはこの人しか相続人もおらんから。農地ここは条件がいいですから、〇〇〇〇さんが借りられると。
	会 長	<p>本件について、質問等ありましたらお願いします。 (質問等なし)</p> <p>ないようですので、本件についても承認ということで決定します。 次に、議案第3号 非農地証明申請についてお願いします。</p>
	小林局長	では議案第3号 非農地証明申請、町長名で今回申請しております。その経緯につきまして説明

		<p>させていただきます。</p> <p>この申請地は加地集落の土地になっております。加地の自治会長さんが役場に来られ総務課が対応しており、その対応内容というのが、この土地の所有者の方が既に死亡されまして、親族の方も町外におられて居住実態がないということで、県外の親族の方から加地の集落の自治会のほうに寄贈したいというお話があったようなんですけど、それを受けて自治会としては受入りたいということで登記事務に掛かれたようなんですけど、所有権登記ができないということが分かりまして、それなら町のほうに町有財産として寄附受納できないかということで相談があったようです。</p> <p>総務課は現地を確認し、公用使用の可能性があるとということで判断され、譲り受けるということで了解を得たということです。町として所有権移転するに当たり、今回の物件は農地でありますので、非農地証明の添付が必要だという事で今回の申請に至っております。代理で町のほうが非農地申請をしているという状態となります。</p> <p>それでは説明をさせていただきます。大字中原字加地土居〇〇〇番地です。地目は畑、現況はもう雑種地となっております。面積は59㎡です。所有者は、〇〇〇〇さん。</p> <p>非農地の理由としましては、昭和40年頃までは実際畑として耕作されていたんですけど、住宅も隣にありまして、当時車庫用地の拡張を図るために駐車場用地として畑を更地に転用したと、集落の方の聞き取りではそういったことが推測されるということで、現況は雑種地となっておりますというのが非農地証明の理由となります。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
	会 長	本件について、担当委員さんの方から。
	小林委員	本件取りあえずさっき説明ありましたように、村と町との間の事で、改めて私のほうは何も問合せ先も役場に聞くぐらいしかないもので、局長の説明を聞いてもらい判断をと思います。
	会 長	これは要は、所有権移転しようと思ったら農地なので、町に所有権移転ができんから、非農地証明を出してから、所有権移転登記をするっちゅうことか。
	小林局長	添付書類として非農地証明が要ということで、案件が上がってきました。

6. その他	会 長	<p>本件について、委員の皆さんからご意見、質問等ありましたらお願いします。  (意見等なし)  もらって町に登記するための非農地証明ということだな。  本件についても承認ということによろしいでしょうか。</p>
	小林局長	<p>この土地は防火水槽があったり消雪装置があるんですね、やっぱり町としても公用性が高いということ判断されたと思います。</p>
	西本委員	<p>どうでもいいような土地だったら、いや受けられませんってそういう拒否はできるんでしょ。これから空き家やいっぱい出てきて。</p>
	会 長	<p>使い物になればええけど、使い物にならんようなのは分からない。  それでは本件も承認ということによろしいでしょうか。  以上で、付議事項についても、全部終了をしました。  その他について事務局よりお願いします。</p>
	小林局長	<p>それでは次回の総会日程ですけど、当初予定していたのは1月8日の水曜日という予定でしたけど、事務的な都合もありまして、一週間ずらせていただきまして、1月15日の水曜日ということで日程調整をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
	会 長	<p>次回の総会日程の変更についてはよろしいでしょうか。  それでは、今月の委員会総会以上で終わらせていただきます。ご苦労さまでした。</p>
		午前 9時38分 閉 会